

見 解 書

平成26年1月7日

STUDY FOR TWO 御中

神戸市中央区磯上通4丁目3-10
IPSX EAST 1106号
行政書士西村法務事務所
代表 西村清治
TEL (078) 597-6091

この度、貴団体「学生社会起業団体STUDY FOR TWO」が行っている活動につき、古物営業法及び関連省令に照らしその活動が適法であるかどうかの調査を行いましたので、当事務所及び当職における見解書を提出致します。

第一 活動の内容について

1. 日本の学生から使用済み教科書の寄付を募り、それを安価で販売する。
2. 教科書販売によって得た収益は、開発途上国の子供たちの教育支援金として寄付する。
3. 教科書を寄付してくれた学生に福引き券を渡す場合がある。
4. 貴団体が講演会を開催した時、参加者に任意で使用済み教科書の寄付をお願いする場合がある。

第二 法律見解の根拠

1. 貴団体が販売する教科書は、無償により寄付されたものであるから、古物営業法第二条第二項第一号「古物の売買」には該当しないと思われる。
2. 福引き券はそのほとんどがはずれくじで構成されている為、何らかの価値を持った商品に代わる期待値は極めて低く、古物営業法第二条第二項第一号「古物の交換」には該当しないと思われる。また、同法第一条に記載のある立法の趣旨に照らしても、それ目的による窃盗や盗品の流通を招く恐れは極めて低いと思われる。
3. 講演会の参加者による寄付は任意で行うもので、参加料徴収との代替性は持っていない。
4. 非営利の学生団体が行う活動であり、営業としての実態を持ち合わせているとまでは言い難い。

以上のことから、当事務所及び当職では、貴団体が現在行っている活動（第一）は、（第二）の理由をもって古物営業法第二条第二項における「古物営業」に該当するとは言えず、従って古物商許可を受けずに活動できるものと法解釈致します。